

新山地区 地すべり防止区域台帳

整理番号	48	指定年月及び番号	昭和55年12月2日 建設省告示 第 1805号	追加	都道府県知事名	秋田県知事
------	----	----------	-----------------------------	----	---------	-------

地すべり防止区域	<p>建設省告示第千八百五号 「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。 昭和五十五年十二月二日 建設大臣 齊藤滋与史</p> <p>三 新山地すべり地域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を県道十二所花輪線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域 秋田県鹿角市大字尾去沢 字榎井沢四三番五二 一号 字新山三三番四 二号から五号まで 六番二 六号 六番四 七号</p>
----------	---

地すべり防止区域の面積	19.10ヘクタール
-------------	------------

地すべり防止区域の概況	区分	耕地			林地 ヘクタール	耕地及び林地以外 の土地 ヘクタール	人家 戸	道路、鉄道又は軌道(種類別延長を記入すること。) メートル	官公署、学校病院、神社又は仏閣(種類別に数を記入すること。)	その他
		田 ヘクタール	畑 ヘクタール	計 ヘクタール						
区域の概況	地すべり区域		2.30	2.30	6.60	2.60	353	市道 1000m	集会所1	
	地すべり区域以外の被害区域		0.60	0.60	3.20	3.80	30	県道 510m 市道 2130m		
	区域外被害区域		1.40	1.40	5.90		10	県道 50m 市道 1540m		
	計		4.30	4.30	15.70	6.40	393	県道 560m 市道 4670m	集会所1	

地すべり概況	現在の滑動状況	過去の滑動状況	地すべりの深度	地すべりの傾斜	地質その他の参考事項

地すべり防止施設	位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区の内外の別	摘要

地すべり防止区域とは砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係  
急傾斜地崩壊危険区域 新堀地区と重複指定。急傾斜地崩壊防止施設は無し。